

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	03	02	0401	生活保護事業

事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--------------------------------	---

《事業目的》
健康で文化的な最低限度の生活保障

《事業開始の背景》
憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定され、同事業の実施機関は原則都道府県知事、市長及び福祉事務所を所管する町村長とされた。

《事業概要》

H25年度扶助費実績

区分	延世帯数(世帯)	延人数(人)	扶助額(千円)	扶助率(%)
生活扶助	7,526	10,317	442,643	33.5%
住宅扶助	5,968	8,074	136,647	10.3%
教育扶助	559	849	9,969	0.8%
介護扶助	2,046	2,158	60,214	4.6%
医療扶助	7,946	10,088	633,341	47.9%
出産扶助				
生業扶助	306	360	8,113	0.6%
葬祭扶助	7	7	1,715	0.1%
施設事務費	131	131	28,674	2.2%
計	24,489	31,984	1,321,317	100.0%

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康福祉部	地域福祉課	佐藤ひとみ	10-467

	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費	1,321,317				
財源内訳	国県支出金	1,104,556			
	地方債				
	その他				
	一般財源	216,761			

《事業手法の詳細》

H25年度生活保護事業決算額 **1,321,317** 千円

【給付費の推移】 (単位：千円)

	H22決算(a)	H23決算(b)	H24決算(c)	H25決算(d)
前年増減率の計算式	a	(b-a)/a	(c-b)/b	(d-c)/c
扶助費(総額) A	1,444,172	1,405,883	1,434,082	1,321,317
前年増減率	-	-2.7%	2.0%	-8.5%
保護世帯数(累計) B	8,392	8,847	8,859	8,850
前年増減率	-	5.4%	0.1%	-0.1%
保護世帯数(1月当たり) B/12	699	737	738	738
保護人員(累計) C	11,545	12,413	12,335	12,086
前年増減率	-	7.5%	-0.6%	-2.1%
保護人員(1月当たり) C/12	962	1,035	1,028	1,007
1世帯1月当たり扶助費 A/B	172	159	162	149

【平成25年度の状況】
被保護世帯数は1月あたり740世帯程度で横ばいの状況。

【平成25年度決算】
○現在の経済状況等から今後の大幅な受給増は想定されないこと。
・保護世帯数は、8,850世帯(年度累計)
・被保護世帯 1世帯・1月あたりの扶助費は**149千円**

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	03	02	0401	生活保護事業

《事業手法の詳細》

【平成24年度の特徴】

- ① 被保護世帯の推移は平均 7 4 0 世帯程度で横ばいの状況であること。（平成21年度から22年度の右肩上がりの傾向は終息したと考えられること。）
- ② 前年度と比較して医療扶助の支出が増加（前年対比+3%（各年度11月現在の累計による）したことから、世帯数は大幅な変動がないものの、全体の扶助費については平成23年度決算と比較して4.2%の上昇となる見込みであること。
- ③ ②の結果、被保護世帯1世帯・1月当たりの扶助費は159千円から165千円と3.7%の上昇となったこと。

【平成25年度の見込】

- 現在の経済状況等から今後の大幅な受給増は想定されないこと
 - ・ 保護世帯数は**8,900世帯**（年度累計）と推計（⇒前年比+0.1%を想定）
 - ・ 被保護世帯1世帯・1月当たりの扶助費を**164千円**と推計（⇒前年比-1千円を想定）

平成25年度扶助費総額 8,900世帯 × 164千円 ≒ 1,460,000 千円

（増額要因となるもの）・・・医療扶助の増加、高齢者世帯、傷病世帯の受給増加
 （減額要因 " " ）・・・就労支援（指導）の強化による扶助減、後発医薬品の使用促進による医療扶助の適正化による扶助減（※）
 （※）・・・「後発医薬品利用促進分析業務委託」（3-3-1（102）事業）へ要求計上

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	03	02	0401	生活保護事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク 拡充で安心のまちづくり	施策	高齢者や障害者がまちで暮らす真の ノーマライゼーションへの取り組み
目的	健康で文化的な最低限度の生活保障			
対象	生活に困窮し、保護を必要とする市民及び市内に現在地を有する者。			
意図	生活困窮者に対し困窮に応じた適切かつ適正な扶助を実施し、就労等による自立助長を支援する。			

《事業概要》

区分	延世帯数(世帯)	延人数(人)	扶助額(千円)	扶助率(%)
生活扶助	7,526	10,317	442,643	33.5%
住宅扶助	5,968	8,074	136,647	10.3%
教育扶助	559	849	9,969	0.8%
介護扶助	2,046	2,158	60,214	4.6%
医療扶助	7,946	10,088	633,341	47.9%
出産扶助				
生業扶助	306	360	8,113	0.6%
葬祭扶助	7	7	1,715	0.1%
施設事務費	131	131	28,674	2.2%
計	24,489	31,984	1,321,317	100.0%

市民参画の有無	[対象外]		
市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

	活動指標(上記「事業概要」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
①	支給世帯数(年度平均) ※停止世帯を除く	世帯	計画	743	750	765
			実績	738	738	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
	成果指標(上記「意図」に対応)	単位	区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			

要因分析	達成度	<input type="checkbox"/> 目標値より高い	<input type="checkbox"/> 概ね目標値どおり	<input type="checkbox"/> 目標値より低い
------	-----	----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------

平成25年度保護費総支給額は平成24年度と比較して減少している。医療扶助の減少によるところが大きい。

《環境変化、意見・要望》

生活保護制度の運用(就労支援、廃止後の自立等に係る方策)について、国の検討委員会等で協議が行われている。(詳細は現段階不明。)

目的妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	生活保護の実施機関は原則、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長であり、また当該事務は法定受託事務である。
有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果の向上余地 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援員の指導により、被保護者就労者数の増加を図る。 不正受給等による返還金等を減少させるため、保護開始時や訪問面接時の保護制度の周知徹底、世帯の収入形態を的確に把握する必要がある 電子レセプト化に伴う情報的的確な把握を行うことが必要である。
効率性	<input type="checkbox"/> 事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護事務は法定受託事務であり、事業費の負担については、原則、国(3/4)、市(1/4)と決められている。 生活保護に関わる職員(ケースワーカー)は社会福祉法第16条の規定により定数が定められている。
公平性	<input type="checkbox"/> 受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	<ul style="list-style-type: none"> 受益者は生活に困窮するすべての市民等であることから、特定の市民等が対象とはなっていない。 負担については被保護者は発生しないことから検討の余地がない。

《総合評価》

・ 当事業は法定受託事務であり、福祉事務所を所管する市は全てで当事業を実施していることから今後も引き続き事業を実施する必要がある。また平成20年度後半の経済危機の影響が依然としてあることから生活保護受給者も増加傾向で推移している状況であるが、法令の厳正な運用を図り、扶助費の適正支給を行っていく必要がある。